

議案第19号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2号、第6号及び第15号から第24号までの規定中「11,000」を「8,800」に改め、同表第51号中「11,000円」を「8,800円」に改め、同号を同表第53号とし、同表第50号中「11,000円」を「8,800」に改め、同号を同表第52号とし、同表第49号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第51号とし、同表第48号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第50号とし、同表第47号中「11,000」を「8,800」改め、同号を同表第49号とし、同表第46号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第48号とし、同表第45号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第47号とし、同表第44号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第46号とし、同表第43号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第45号とし、同表第42号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第44号とし、同表第41号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第43号とし、同表第40号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第42号とし、同表第39号を同表第41号とし、同表第38号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第40号とし、同表第37号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第39号とし、同表第36号を同表第38号とし、同表第35号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第37号とし、同表第34号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第36号とし、同表第33号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第35

号とし、同表第32号を同表第34号とし、同表第31号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第33号とし、同表第30号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第32号とし、同表第29号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第31号とし、同表第28号を同表第30号とし、同表第27号を同表第29号とし、同表第26号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第28号とし、同表第25号を同表第27号とし、同表第24号の次に次の2号を加える。

25	産業医	年額	100,000	同上
26	学校医等			同上
	学校医（内科）	基礎額（1校につき）	年額102,000円 幼児、児童又は生徒1人につき100円加算	
	学校医（耳鼻科、眼科）	基礎額	年額144,000円 児童又は生徒1人につき100円加算	
	学校歯科医	基礎額（1校につき）	年額86,000円 幼児、児童又は生徒1人につき100円加算	
	学校薬剤師	1校につき	年額50,000円	

別表備考第3項中「第26号、第29号から第31号まで及び第33号から第51号」を「第28号、第31号から第33号まで及び第35号から第53号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。